

報 道 発 表

令和 7 年 1 2 月 9 日
青 森 県
青 森 地 方 気 象 台

令和 7 年 1 2 月 8 日 2 3 時 1 5 分頃の青森県東方沖の地震に伴う土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

令和 7 年 1 2 月 8 日 2 3 時 1 5 分頃の青森県東方沖の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった青森県の市町村について、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

令和 7 年 1 2 月 8 日 2 3 時 1 5 分頃の青森県東方沖の地震により、青森県では、八戸市で震度 6 強を観測したほか、おいらせ町、階上町で震度 6 弱を、むつ市、野辺地町、七戸町などで震度 5 強を観測しました。

これらの市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられます。

このため、当分の間、青森県と青森地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準について、以下のとおり通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

【通常基準の 7 割で運用する市町村】
八戸市、おいらせ町、階上町

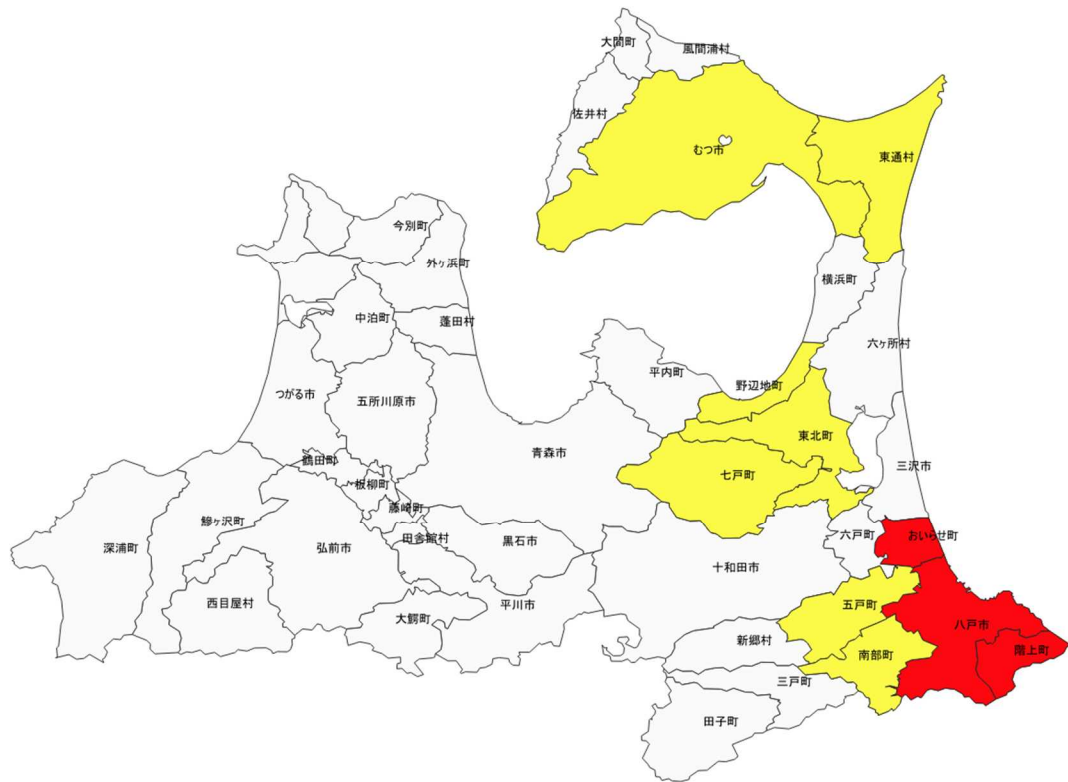
【通常基準の 8 割で運用する市町村】
むつ市、野辺地町、七戸町、東北町、五戸町、南部町、東通村



なお、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※についても、今回の暫定基準が反映されたものとなり、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

また、今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

※ <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

通常基準を暫定的に変更する市町村



-  土砂災害警戒情報の基準を通常の7割に引き下げる市町村
-  土砂災害警戒情報の基準を通常の8割に引き下げる市町村

問合せ先：青森県県土整備部河川砂防課

青森地方气象台

担当：櫻川、鈴木

電話：017-734-9670

担当：土砂災害気象官 渡邊

電話：017-741-7413